

よくある質問

Q1 保護者以外に同居者がいる場合、就労証明書等は必要ですか？

A1 留守家庭を対象としているため、原則 18 歳以上の同居されている全員の在職証明書等が必要です。

※学生の場合は、学生証のコピーを提出してください。

Q2 保育園の新年度の申込みで就労証明書を提出しましたが、再度必要ですか？

A2 新年度の保育園の申込みで提出された方は、職場等の変更がない場合、提出は不要です。申請書裏面の「令和 6 年度保育所入所申込書提出時、就労証明書等の提出の有無」の「提出している」に○をつけてください。

Q3 現在、保育園に入所していて、来年小学校に入学します。先日、就労証明書を提出しましたが、再度必要ですか？

A3 証明日が申請日から 3 ヶ月以内のもので変更がない場合は、再度取得する必要はありません。

Q4 春休みのみ利用を検討しています。どのように申請したらいいですか？

A4 年度をまたいで利用する場合は、年度ごとに申請書を提出していただきます（就労証明書は 1 部で可）。期間については、入会希望期間の「2. その他」に年度ごとにご記入ください。

Q5 夏休みや冬休みなどの長期休業中のみ利用を検討しています。どのように申請したらいいですか？

A5 利用期間が途切れる場合は、利用する度に申請をしてください。

Q6 月途中で退会（入会）する場合、利用料はどうなりますか？

A6 利用料については、日割りを行っていません。そのため 15 日までに退会された場合にはその月の半額、16 日以降に退会された場合には月額がかかります。途中入会も同様に 15 日までに入会された方については月額、16 日以降に入会された方については、その月の半額がかかります。

Q7 退会の手続きはどうしたらいいですか？

A7 退会日までに退会届に必要事項を記入し、役場子育て支援課又は放課後児童クラブへ提出してください。（様式は役場子育て支援課及び放課後児童クラブにあります。）